

資料 3

平成28年12月22日
第1回総合教育会議説明資料

学校司書について

～役割と現状～

教育委員会管理課・指導室

1 学校司書の法制化にあたって

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

附則

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校図書館法

| | |
|-----|----------|
| 第一条 | この法律の目的 |
| 第二条 | 定義 |
| 第三条 | 設置義務 |
| 第四条 | 学校図書館の運営 |
| 第五条 | 司書教諭 |
| 第六条 | 学校司書 |
| 第七条 | 設置者の任務 |
| 第八条 | 国の責務 |
| 附 則 | |

2 学校司書の役割

- ・ 教師の授業づくりの助言や資料収集
- ・ 学校図書資料電算化のための遡及入力
- ・ 学校図書の発注・受入等
- ・ 学校図書の整備、運営
- ・ 児童生徒の読書指導・ブックトーク
- ・ 読書案内・読み聞かせ
- ・ 情報館との連携業務
- ・ 他校との連携業務など

3 「学校司書」「司書教諭」「司書」に関する制度上の比較

(文部科学省ホームページから)

| | 司書教諭 | 学校司書 | 司書 |
|--------|---|---|---|
| 設置根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館法第5条第1項、附則～12学級以上の学校には必ず置かなければならない。 (11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。) | <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館法第6条第1項～置くよう努めなければならぬ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館法第4条～必ず「置かなければならない」とまではされていない。 |
| 位置付け | <p>【業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の専門的職務を掌る。 <p>【職種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。 | <p>【業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら学校図書館の職務に従事する。 <p>【職種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校事務職員に相当。 | <p>【業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の専門的業務に従事する。 |
| 資格(養成) | <ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭の講習を修了した者《学校図書館法第5条・公費負担第2項後段》 | <ul style="list-style-type: none"> ・資格について制度上の定めはない。 ～各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書資格や司書教諭資格、教諭免許状、相当実務経験等の資格を定める等の資格要件を定めて、学校司書を募集。 | <ul style="list-style-type: none"> ・下の(1)～(3)のいずれか《図書館法第5条第1～3項》 (1) 大学(短大を含む)で、文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修し、卒業した者 (2) 大学(短大を含む)又は高専を卒業した者で司書の講習を修了した者 (3) 3年以上司書補(相当、同等 |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| | | | 以上と法令で定める職を含む)としての勤務を経験した者で司書の講習を修了した者 |
| 給与等の負担 | ・公費負担 | ・公費負担（一部私費負担の場合もある。） | ・公費負担 ※国は、都道府県・市町村の人口規模に応じ、公立図書館職員の給与費について地方財政措置 |
| 国による定数措置 | ・教諭等について定数措置 ※ 司書教諭のための特別の定数措置はなし（司書教諭は教諭等の定数の中で配置）。 | ・学校司書の配置について地方財政措置 ・学校事務職員の複数配置により、一定規模以上の学校（の一部）について定数措置。 | |
| 勤務形態 | ・常勤 | ・常勤又は非常勤 | ・常勤又は非常勤 |

4 全国的・全道的な状況

- ・全国では、学校司書の配置率は50%を越している。
島根県99%、中学校100%。
山形、神奈川、沖縄県の配置率は高い。
岡山県・・・昭和25年から配置されている。（PTAでの雇用がはじまり）
- ・道内の公立学校で学校司書の配置割合は、1割程度。
北海道では、旭川市→全小中学校に配置。
恵庭市→小学校8校、中学校全5校に配置 図書貸し出し数が劇的に伸びた。

5. 読書活動における厚岸町の現状と町教委の考え

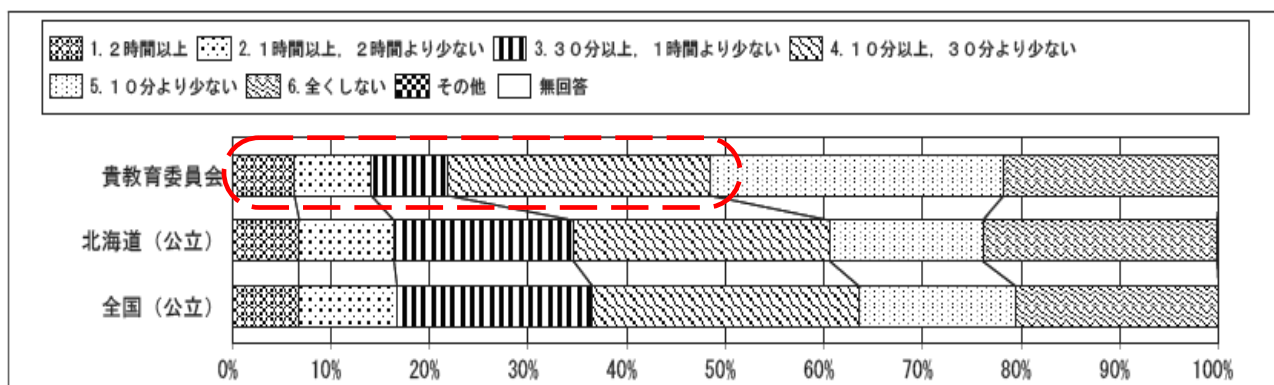
(1) 読書状況・情報館の貸出率は、全道のトップクラス。

(H26 町民一人あたり 12.1 冊)

- ・ 幼稚園や保育所でも図書館に連れて行ってもらう、家の人に連れて行ってもらったと答えた子の割合が高い。
- ・ 小学校に入ると急激に読書量が落ち、それに比して、ゲームや携帯などの使用時間が増える傾向にある。(毎日 30 分以上読書 約 25% 全国約 40%)

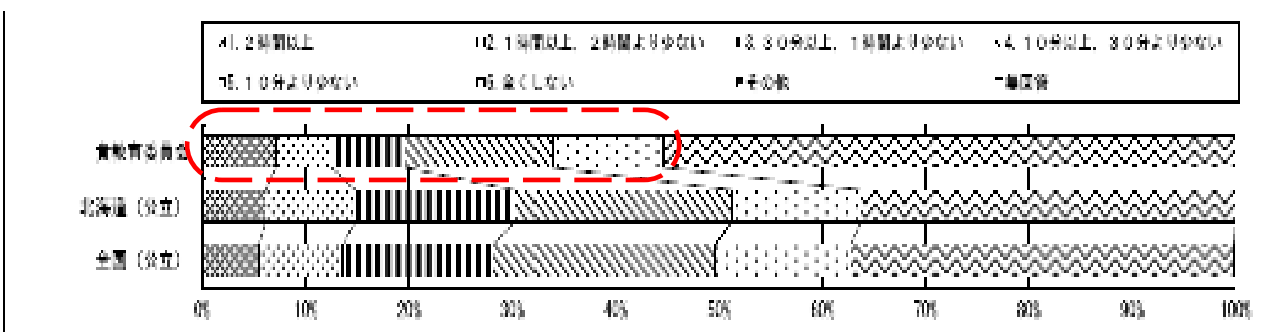
【平成28年度小学校 全国学力・学習状況調査から】

| 質問番号 | 質問事項 | | | | | | | | | |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|-----|-----|
| (17) | 学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く） | | | | | | | | | |
| 選択肢 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | その他 | 無回答 |



【平成28年度中学校 全国学力・学習状況調査から】

| 質問番号 | 質問事項 | | | | | | | | | |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|-----|-----|
| (17) | 学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く） | | | | | | | | | |
| 選択肢 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | その他 | 無回答 |



(2) 教育行政執行方針における読書活動の位置づけと学校の取組

○今年の教育行政執行方針では、読書活動の推進について「今日的な教育課題に対応する教育の推進」として位置づけている。

- ・情報館と連携を図り、学校から要望のあった本を団体貸し出し。
- ・図書館司書と学校職員の連携。
- ・ボランティアを活用した読み聞かせ。
- ・教科書で学びながら、同じ作者の本を読んだり、同じテーマの本を読むなど、読書の広がりをおねらった授業が展開されている。
- ・教育委員会としても、新入学児童の保護者全員を対象に、読書、ゲーム端末の使用の仕方、体験の重要性について伝えていく。
- ・学校独自の取組・・・児童会・委員会活動、図書館の工夫など。

(3) 厚岸町における学校司書の配置について

- ・本の森厚岸情報館の図書館司書と学校教員の人的な連携とともに、情報館にある蔵書を積極的に学校教育に活用していきたい。
- ・学校司書を配置している自治体からは、「図書の貸出が増えた」「子ども達に調べる力が付いた」などと効果を認める声が上がっている。本町における読書活動の推進にあたり、学校司書の配置については、今後も町長部局との協議を取り進めたい。

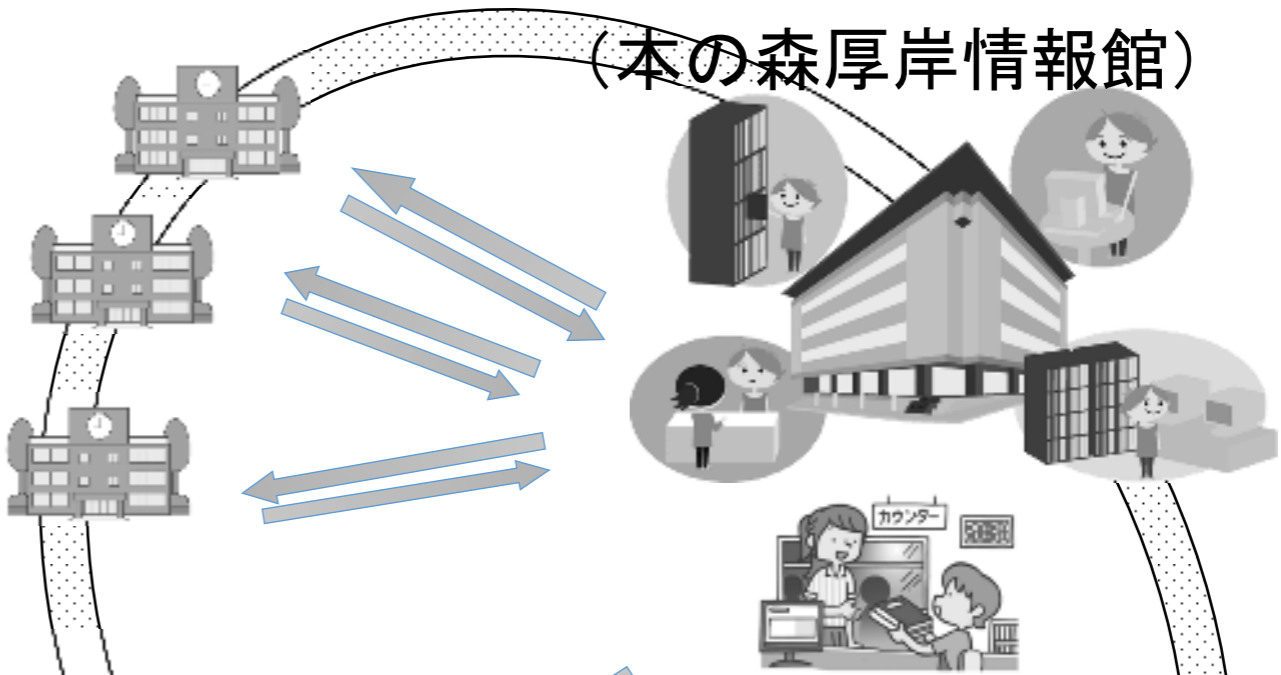
学校図書館の充実

市町村図書館
(本の森厚岸情報館)

→ 12学級以上の学校に必置。
→ 司書教諭講習を受講し資格を取得
【主な役割】
・ 学校図書館資料の選択・収集・提供
・ 学校図書館の利用指導計画の立案
・ 授業での図書活用の促進

【現状】②
・ 教員に兼務発令
・ 図書の貸出・返却業務は、委員会担当者や児童生徒が行っている。

司書教諭①



図書館司書

【現状】③
・ 団体（学校）図書貸し出し対応
・ 学校の要望を受け図書の選書
・ 読み聞かせ担当の派遣
・ 図書情報の提供等

情報共有

学校司書⑤

情報館・学校図書館の蔵書や資料の活用

+

学校司書や司書教諭等の人材の配置

||

学校図書館の充実

読解力の向上
表現力の向上
豊かな想像力の育成
論理的思考の育成
人生をより深く生きる力の育成

主に図書業務を行う事務職員

【主な役割】

- ・ 教師の授業づくりの助言や資料収集
- ・ 学校図書の発注・受入等
- ・ 学校図書の整備、運営
- ・ 児童生徒の読書指導・ブックトーク
- ・ 読書案内・読み聞かせ
- ・ 情報館との連携業務
- ・ 他校との連携業務

配置されると...

【現状】④

- ・ 授業で使用する図書資料準備→担任
- ・ 情報館との連携業務→担任や図書委員会担当者
- ・ 読書指導→担任
- ・ 読み聞かせ等→担任やボランティア
- ・ 貸出・返却業務→児童・生徒会活動
- ・ 図書室管理→教員
- ・ 学校図書の発注→学校事務職員
図書担当者